

家計急変による支援区分変更願

独立行政法人
日本学生支援機構理事長 殿

私は、家計を急変させる予期できない事由が生じたため、独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）の給付奨学金の支援区分の変更をお願いします。なお、本届出に際して、私は、家計急変が生じた者の課税対象となるすべての収入及び所得を、機構の定める方法により申告します。

記入日 (西暦) 年 月 日

いずれかに✓を記入してください

☐ 定期採用から家計急変採用へ変更

☐ さらなる家計急変に申請

申請者本人

所属する学校名	奨学生番号 (給付)	5	2	0						
氏名 (自署)	カナ	生年月日	(西暦) 年 月 日							
	漢字	学籍番号								

生計維持者①

続柄	漢字氏名	カナ氏名	生年月日
			(西暦) 年 月 日

生計維持者②

続柄	漢字氏名	カナ氏名	生年月日
			(西暦) 年 月 日

家計急変者及び事由

該当者に✓を記入してください

家計急変の事由が生じた生計維持者	☐ 父 ☐ 母 ☐ その他(あなたとの続柄) ()
------------------	---

該当する事由に✓を記入してください

証明書類から転記してください

確認してください

事由	事由発生日	確認事項
☐ A: 死亡	<死亡日> (西暦) 年 月 日	亡くなった方が「家計急変者」となります。
☐ B: 3か月以上就労困難	<就労困難となった日> (西暦) 年 月 日	申請時点においても就労困難の状態が引き続いており、就労していない場合は申請ができます。
☐ C: 非自発的失業	<離職日> (西暦) 年 月 日	申請時点においても再就職や起業をしていない場合に申請ができます。
☐ D: 被災①(死亡等) ☐ D: 被災②(収入減少)	<罹災日> (西暦) 年 月 日	申請時点においても被災により家計急変が継続している場合に申請ができます。
☐ E: 父母等による暴力等から避難	<保護施設への入所日> (西暦) 年 月 日	避難の原因となった方が「家計急変者」となります。申請時点においても保護施設等に入所等している場合に申請ができます。

※「新たに生まれた子等」がいる場合は、多子世帯の判定において子どもの数を加算できる場合があります。本機構ホームページを確認のうえ、学校にご相談ください。



第三面(所得に係るフローチャート)を確認しました。該当するものは以下のとおりです。

また、提出が必要な書類は全て添付しました。それ以外の未申告の所得はありません。＜事由がB・C・Dの場合のみ記入＞

該当するものに✓を記入してください(複数の所得がある場合は全てに✓)

☐ 給与所得 ☐ 事業所得 ☐ 年金 ☐ 不動産所得 ☐ 雑所得 ☐ 譲渡所得
☐ 一時所得 ☐ 配当所得 ☐ 利子所得 ☐ 山林所得 ☐ 一切の所得なし

確認後✓を記入

申請時点においても上記の「確認事項」に記載の内容が継続しています。届けた事項に虚偽があった場合は奨学生としての採用が取り消され、最大1.4倍の返金が求められることを承知しています。＜全員記入必須＞

確認後✓を記入

(以下は学校記入)

申請日(学校受付日): 学生→学校 (西暦) 年 月 日

上記に記載のとおりであることを証明します。

学校証明日: 学校→機構 (西暦) 年 月 日

電話番号(担当者名)	学校番号	区分
048 — 946 — 1671 ()	303014	01

学 校 名 獨協大学

関係課長(※) 学長 前沢 浩子

※証明者は課長相当職以上の方としてください。

提出先

郵送の要否

スカラAC入力

家計急変係

原本郵送必要

入力不可

ご記入いただいた情報及びあなたの奨学金に関する情報は、機構の奨学金支給業務、奨学金貸与業務(返還業務を含む)及び在籍する学校での授業料等減免業務のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、当該情報(奨学金の返還状況に関する情報を含む)が、学校、金融機関、文部科学省及び業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。また、行政機関及び公益法人等から奨学金の重複受給の防止等のために照会があった場合は、適正な範囲内においてあなたの情報が提供されます。

(第一面 ※提出必須)

(26. 04)

以下のとおり資産額及び扶養状況を申告します。

【資産状況】「家計急変による支援区分変更願」申請時点の資産額を記入してください。

なお、生計維持者①と②は、第一面に記入した生計維持者と一致させてください。

奨学生本人	生計維持者① 続柄：()	生計維持者② 続柄：()
万円	万円	万円

注1 対象となる資産の範囲は、現金及びこれに準ずるもの、預貯金並びに有価証券の合計額（不動産は対象としない）です。
資産額について学校への開示を希望されない場合は、第二面のみを封書にして学校に提出してください。

注2 奨学生本人が生計維持者となる独立生計の場合、「奨学生本人」欄と「生計維持者①」欄の2箇所資産額を記入してください。

【扶養状況】各時点での生計維持者①と生計維持者②の扶養親族を全員分記入してください。

（後日、証明書類の提出を求める場合があります。）

2024年12月31日時点					2025年12月31日時点				
	生計維持者 との関係 (※)	扶養している 生計維持者 より年下か		生計維持者 との関係 (※)	扶養している 生計維持者 より年下か		生計維持者 との関係 (※)	扶養している 生計維持者 より年下か	
1		☐ 年上 ☐ 年下	4		☐ 年上 ☐ 年下	1		☐ 年上 ☐ 年下	
2		☐ 年上 ☐ 年下	5		☐ 年上 ☐ 年下	2		☐ 年上 ☐ 年下	
3		☐ 年上 ☐ 年下	6		☐ 年上 ☐ 年下	3		☐ 年上 ☐ 年下	
☐ 扶養している親族はいない					☐ 扶養している親族はいない				

※ 以下の中から該当する記号を記入してください。

ア：奨学生本人 / イ：生計維持者の子ども / ウ：その他
（生計維持者の配偶者は記入しないでください（扶養親族にあたらなため）。）

注3 扶養状況について、生計維持者が住民税等の申告を行った扶養親族を確認のうえ記入してください。
扶養親族及び「子ども」の範囲については右の二次元コードから機構ホームページをご確認ください。



注4 現在が多子世帯支援「該当」の判定であっても、生計維持者の人物変更を伴う「定期採用から家計急変採用への変更申請」による再判定（上記「扶養状況」回答内容、及び生計維持者の住民税情報における扶養親族数による判定）によって、**多子世帯支援「非該当」の判定となる場合があります。**「非該当」になることから変更申請の取下げを希望する場合は、学校の奨学金窓口にご相談ください。

注5 記入内容に虚偽があった場合は、受け取った給付奨学金の100分の140を返金しなければならないことがあります。

～家計急変による支援区分の変更の留意点～

① 「家計急変による支援区分の変更」の申請日は、第一面に学校が記入する「申請日（学校受付日）」です。
申請日の属する月が、家計急変による支援の支給開始月となります。

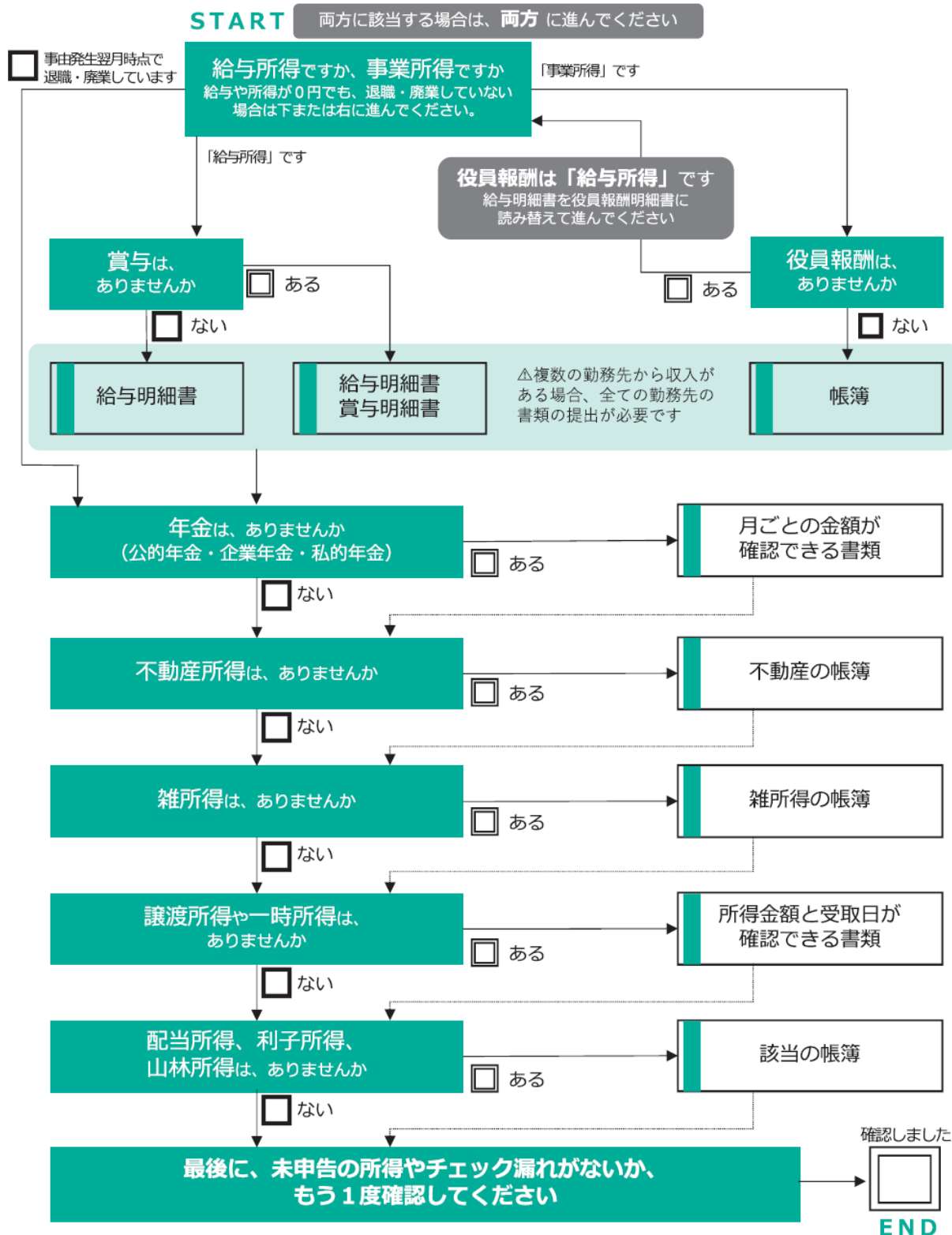
② 現在多子世帯支援を受けている奨学生が、事由A（生計維持者の死亡）又は事由E（学生本人が父母等による暴力等から避難）に申請する場合は、申請前に機構ホームページに掲載されている「家計急変採用における多子世帯支援の取扱い」を確認してください（右の二次元コード）。



☐ は、提出書類です。

家計急変者の所得に係るフローチャート ☐ または ☐ に✓をして最後まで進んでください

※収入に関する証明書類の提出が必要な期間及び注意点は「給付奨学金案内（別冊）家計急変採用」7ページを参照してください。



◆家計急変により、新たに届け出る生計維持者がいる場合は以下について記入してください。

新たな生計維持者として届け出る方について記入してください。

該当者に✓を記入してください

フリガナ				本人との続柄	□父 □母 □その他()		
氏名				生年月日	(西暦) 年 月 日		
現住所	〒 -						
	都道 府県			市区 町村			
	(マンション・アパート名、部屋番号)						
自宅電話番号	(自宅電話番号がなければ空欄可)			携帯電話番号			
20 年 1月1日時点の 各状況	2026年4月～2026年9月に申請する場合は、2025年1月1日時点と記入してください。 2026年10月～2027年3月に申請する場合は、2026年1月1日時点と記入してください。						
	日本国内の住民票登録状況		□登録あり(書類1を添付)		□登録なし(書類2を添付)		
	生活保護の受給状況		□受給あり(書類3を添付)		□受給なし		
	生活保護のうち生活扶助の受給状況		□受給あり(書類3を添付)		□受給なし		

【添付書類】

書類1 課税(非課税)証明書(コピー可)

○次のア～キの記載がある課税(非課税)証明書を添付してください。

ア. 課税標準額 イ. 調整控除額 ウ. 税額調整額 エ. 扶養親族の数 オ. 合計所得金額 カ. 総所得金額等
キ. 控除等に係る本人該当区分

○課税(非課税)証明書の年度は申請時期によって異なります。

2026年4月～2026年9月に申請する場合は、2025年度(2024年分)
2026年10月～2027年3月に申請する場合は、2026年度(2025年分)

書類2 海外居住者のための収入基準額算出ツール兼申告書(原本)及び証明書類(コピー可)

○機構ホームページに掲載している「海外居住者のための収入基準額算出ツール兼申告書」と証明書類を添付してください。

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/zaigaku/mynumber/kaigaikyoku.html>

○申告する時点は申請時期によって異なります。

2026年4月～2026年9月に申請する場合は、2025年1月1日時点
2026年10月～2027年3月に申請する場合は、2026年1月1日時点



書類3 生活保護又は生活扶助を受給していることが確認できる書類(コピー可)

○生活保護受給証明書等、生活保護又は生活扶助を受給していることが確認できる書類を添付してください。

○申告する時点は申請時期によって異なります。

2026年4月～2026年9月に申請する場合は、2025年1月1日時点
2026年10月～2027年3月に申請する場合は、2026年1月1日時点

漏れなく記入のうえ、必要な証明書類と一緒に学校へ提出してください

〔給付様式42〕

第一面

第一面、第二面、第三面は必ず提出してください。

給付

家計急変による支援区分変更願

独立行政法人

日本学生支援機構理事長 殿

私は、家計を急変させる予期できない事由が生じたため、独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）の給付奨学金の支援区分の変更をお願いします。なお、本届出に際して、私は、家計急変が生じた者の課税対象となるすべての収入及び所得を、機構の定める方法により申告します。

記入日 (西暦) 2026 年 5 月 28 日

いずれかに✓を記入してください

☒ 定期採用から家計急変採用へ変更☐ さらなる家計急変に申請

申請者本人

所属する学校名	日本学生支援大学	奨学生番号 (給付)	5	2	9	0	9	9	9	9	9	9	9
氏名 (自署)	カナ	ショウガク タロウ	生年月日	(西暦) 2006 年 7 月 10 日									
	漢字	奨学 太郎	学籍番号	A123456									

生計維持者①

続柄	漢字氏名	カナ氏名	生年月日
姉	奨学 直美	ショウガク ナオミ	(西暦) 2000 年 12 月 21 日

生計維持者②

続柄	漢字氏名	カナ氏名	生年月日
			(西暦) 年 月 日

家計急変者及び事由

該当者に✓を記入してください

家計急変の事由が生じた生計維持者	☐ 父 ☒ 母 ☐ その他(あなたとの続柄) ()
------------------	--

該当する事由に✓を記入してください

証明書類から転記してください

確認してください

事由	事由発生日	確認事項
☐ A: 死亡	<死亡日> (西暦) 2026 年 5 月 2 日	亡くなった方が「家計急変者」となります。
☐ B: 3か月以上就労困難 (例: 事由Aの場合) 事由Aの□に✓を記入し、証明書類から「死亡日」を転記してください。	(西暦) 年 月 日	亡くなった方が「家計急変者」となります。困難の状態を引き続き、就労していない場合は申請ができます。
☐ C: 非自発的失業	<離職日> (西暦) 年 月 日	申請時点においても再就職や起業をしていない場合に申請ができます。
☐ D: 被災①(死亡等) ☐ D: 被災②(収入減少)	<罹災日> (西暦) 年 月 日	申請時点においても被災により家計急変が継続している場合に申請ができます。
☐ E: 父母等による暴力等から避難	<保護施設への入所日> (西暦) 年 月 日	避難の原因となった方が「家計急変者」となります。申請時点においても保護施設等に入所等している場合に申請ができます。

※「新たに生まれた子等」がいる場合は、多子世帯の判定において子どもの数を加算できる場合があります。
本機構ホームページを確認のうえ、学校にご相談ください。



第三面(所得に係るフローチャート)を確認しました。該当するものは以下のとおりです。
また、提出が必要な書類は全て添付しました。それ以外の未申告の所得はありません。＜事由がB・C・Dの場合のみ記入＞

該当するものを選択してください(事由A・Eの場合は全選択)

事由A・事由Eの場合は、記入不要です

☐ 給与所得	☐ 事業所得	☐ 年金	☐ 不動産所得	☐ 雑所得	☐ 譲渡所得
☐ 一時所得	☐ 配当所得	☐ 利子所得	☐ 山林所得	☐ 一切の所得なし	

確認後✓を記入

申請時点においても上記の「確認事項」に記載の内容が継続しています。届け出た事項に虚偽があった場合は奨学生としての採用が取り消され、最大1.4倍の返金が求められることを承知しています。＜全員記入必須＞

確認後✓を記入

(以下は学校記入)

申請日(学校受付日): 学生→学校 (西暦) 年 月 日	電話番号(担当者名)	学校番号	区分
学校証明日			
学校名	提出先	郵送の要否	スカラAC入力
関係課長(※)	家計急変係	原本郵送必要	入力不可

ここはあなたの在学期間が記入するため、記入不要です

ご記入いただいた情報及びあなたの奨学金に関する情報は、機構の奨学金支給業務、奨学金貸与業務(返還業務を含む)及び在籍する学校での授業料等減免業務のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、当該情報(奨学金の返還状況に関する情報を含む)が、学校、金融機関、文部科学省及び業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。また、行政機関及び公益法人等から奨学金の重複受給の防止等のために照会があった場合は、適正な範囲内においてあなたの情報が提供されます。

(第一面 ※提出必須)

(28. 04)

生計維持者欄には、家計急変事由発生後の生計維持者のみを記入してください

〔給付様式42〕

第二面

第一面、第二面、第三面は必ず提出してください。

給付

以下のとおり資産額及び扶養状況を申告します。

【資産状況】「家計急変による支援区分変更願」申請時点の資産額を記入してください。

なお、生計維持者①と②は、第一面に記入した生計維持者と一致させてください。

奨学生本人	生計維持者① 続柄:(姉)	生計維持者② 続柄:()
50 万円	672 万円	万円

注1 対象となる資産の範囲は、現金及びこれに準ずるもの、預貯金並びに有価証券の合計額(不動産は対象としない)です。
資産額について学校への開示を希望されない場合は、第二面のみを封書にして学校に提出してください。

注2 奨学生本人が生計維持者となる独立生計の場合、「奨学生本人」欄と「生計維持者①」欄の2箇所に資産額を記入してください。

【扶養状況】各時点での生計維持者①と生計維持者②の扶養親族を全員分記入してください。

(後日、証明書類の提出を求める場合があります。)

2024年12月31日時点					2025年12月31日時点				
	生計維持者 との関係 (※)	扶養している 生計維持者 より年下か		生計維持者 との関係 (※)	扶養している 生計維持者 より年下か		生計維持者 との関係 (※)	扶養している 生計維持者 より年下か	
1		☐ 年上 ☐ 年下	4		☐ 年上 ☐ 年下	1		☐ 年上 ☐ 年下	4
2		☐ 年上 ☐ 年下	5		☐ 年上 ☐ 年下	2		☐ 年上 ☐ 年下	5
3		☐ 年上 ☐ 年下	6		☐ 年上 ☐ 年下	3		☐ 年上 ☐ 年下	6
☒ 扶養している親族はいない					☒ 扶養している親族はいない				

※ 以下の中から該当する記号を記入してください。

ア: 奨学生本人 / イ: 生計維持者の子ども / ウ: その他
(生計維持者の配偶者は記入しないでください(扶養親族にあたらなため)。)

注3 扶養状況について、生計維持者が住民税等の申告を行った扶養親族を確認のうえ記入してください。
扶養親族及び「子ども」の範囲については右の二次元コードから機構ホームページをご確認ください。



注4 現在が多子世帯支援「該当」の判定であっても、生計維持者の人物変更を伴う「定期採用から家計急変採用への変更申請」による再判定(上記「扶養状況」回答内容、及び生計維持者の住民税情報における扶養親族数による判定)によって、**多子世帯支援「非該当」の判定となる場合があります。**「非該当」になることから変更申請の取下げを希望する場合は、学校の奨学金窓口にご相談ください。

注5 記入内容に虚偽があった場合は、受け取った給付奨学金の100分の140を返金しなければならないことがあります。

～家計急変による支援区分の変更の留意点～

- 「家計急変による支援区分の変更」の申請日は、第一面に学校が記入する「申請日(学校受付日)」です。
申請日の属する月が、家計急変による支援の支給開始月となります。
- 現在多子世帯支援を受けている奨学生が、事由A(生計維持者の死亡)又は事由E(学生本人が父母等による暴力等から避難)に申請する場合は、申請前に機構ホームページに掲載されている「家計急変採用における多子世帯支援の取扱い」を確認してください(右の二次元コード)。



[給付様式42]
第三面

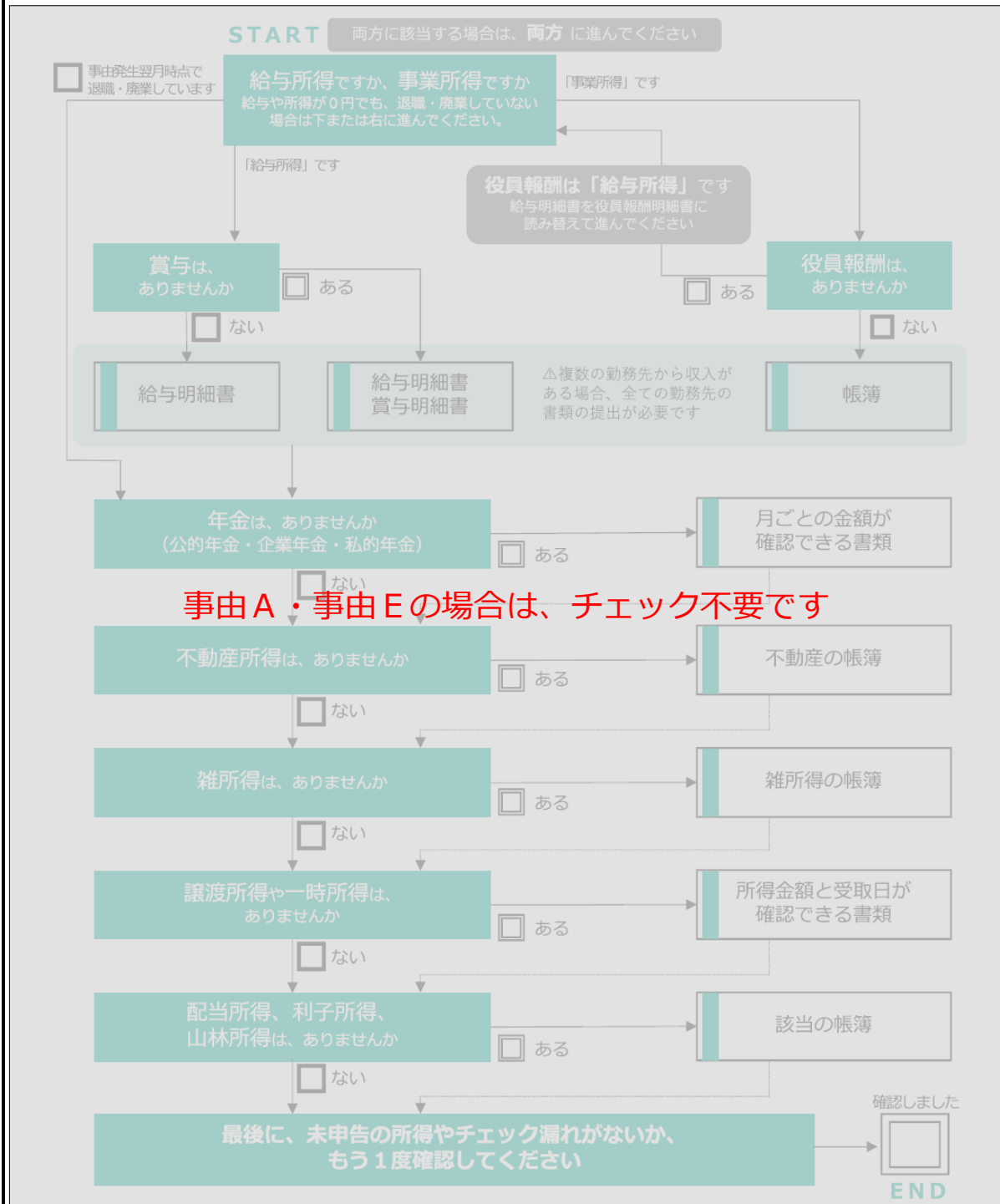
第一面、第二面、第三面は必ず提出してください。

給付

☐ は、提出書類です。

家計急変者の所得に係るフローチャート ☐ または ☐ に✓をして最後まで進んでください

※収入に関する証明書類の提出が必要な期間及び注意点は「給付奨学金案内（別冊）家計急変採用」7ページを参照してください。



【給付様式42】
第四面

第四面は該当する場合のみ提出してください。

給付

◆家計急変により、新たに届け出る生計維持者がいる場合は以下について記入してください。

新たな生計維持者として届け出る方について記入してください。

該当者に✓を記入してください

フリガナ	ショウガク ナオミ	本人との続柄	☐ 父 ☐ 母 ☒ その他(姉)
氏名	奨学 直美	生年月日	(西暦) 2000 年 12 月 21 日
現住所	〒 999 - 9999		
	東京 都道 新宿 市区 市谷本村町10		
	(マンション・アパート名、部屋番号) コーポレート市ヶ谷 201号室		
自宅電話番号	(自宅電話番号がなければ空欄可) 03 - 9999 - 9999	携帯電話番号	090 - 9999 - 9999
2025 年 1月1日時点の 各状況	2026年4月～2026年9月に申請する場合は、2025年1月1日時点と記入してください。 2026年10月～2027年3月に申請する場合は、2026年1月1日時点と記入してください。		
	日本国内の住民票登録状況	☒ 登録あり (書類1を添付)	☐ 登録なし (書類2を添付)
	生活保護の受給状況	☐ 受給あり (書類3を添付)	☒ 受給なし
	生活保護のうち生活扶助の受給状況	☐ 受給あり (書類3を添付)	☒ 受給なし

【添付書類】

書類1 課税(非課税)証明書(コピー可)

- 次のア～キの記載がある課税(非課税)証明書を添付してください。
- ア. 課税標準額 イ. 調整控除額 ウ. 税額調整額 エ. 扶養親族の数 オ. 合計所得金額 カ. 総所得金額等
キ. 控除等に係る本人該当区分
- 課税(非課税)証明書の年度は申請時期によって異なります。
- 2026年4月～2026年9月に申請する場合は、2025年度(2024年分)
2026年10月～2027年3月に申請する場合は、2026年度(2025年分)

書類2 海外居住者のための収入基準額算出ツール兼申告書(原本)及び証明書類(コピー可)

- 機構ホームページに掲載している「海外居住者のための収入基準額算出ツール兼申告書」と証明書類を添付してください。
- <https://www.iasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/zaigaku/mynumber/kaigaikvoju.html>
- 申告する時点は申請時期によって異なります。
- 2026年4月～2026年9月に申請する場合は、2025年1月1日時点
2026年10月～2027年3月に申請する場合は、2026年1月1日時点

書類3 生活保護又は生活扶助を受給していることが確認できる書類(コピー可)

- 生活保護受給証明書等、生活保護又は生活扶助を受給していることが確認できる書類を添付してください。
- 申告する時点は申請時期によって異なります。
- 2026年4月～2026年9月に申請する場合は、2025年1月1日時点
2026年10月～2027年3月に申請する場合は、2026年1月1日時点

漏れなく記入のうえ、必要な証明書類と一緒に学校へ提出してください

〔給付様式42〕

第一面

第一面、第二面、第三面は必ず提出してください。

給付

家計急変による支援区分変更願

独立行政法人

日本学生支援機構理事長 殿

私は、家計を急変させる予期できない事由が生じたため、独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）の給付奨学金の支援区分の変更をお願いします。なお、本届出に際して、私は、家計急変が生じた者の課税対象となるすべての収入及び所得を、機構の定める方法により申告します。

記入日 (西暦) 2026 年 5 月 28 日

☒ 定期採用から家計急変採用へ変更 ☐ さらなる家計急変に申請

申請者本人

所属する学校名	日本学生支援大学	奨学生番号 (給付)	5	2	9	0	9	9	9	9	9	9	9
氏名 (自署)	カナ	ショウガク タロウ	生年月日	(西暦) 2006 年 7 月 10 日									
	漢字	奨学 太郎	学籍番号	A123456									

生計維持者①

続柄	漢字氏名	カナ氏名	生年月日
父	奨学 一郎	ショウガク イチロウ	(西暦) 1975 年 8 月 20 日

生計維持者②

続柄	漢字氏名	カナ氏名	生年月日
母	奨学 花子	ショウガク ハナコ	(西暦) 1976 年 5 月 19 日

家計急変者及び事由

家計急変の事由が生じた生計維持者 ☒ 父 ☐ 母 ☐ その他(あなたとの続柄) ()

事由	事由発生日	確認事項
☐ A: 死亡	<死亡日> (西暦) 年 月 日	亡くなった方が「家計急変者」となります。
☒ B: 3か月以上就労困難	<就労困難となった日> (西暦) 2026 年 5 月 2 日	申請時点においても就労困難の状態が引き続いており、就労していない場合は申請ができます。
☐ C: 非自発的大変	<就労困難となった日> (西暦) 年 月 日	申請時点においても就労困難の状態が引き続いており、就労していない場合は申請ができます。
☐ D: 被災①(死亡等) ☐ D: 被災②(収入減少)	<被災日> (西暦) 年 月 日	申請時点においても被災により家計急変が継続している場合に申請ができます。
☐ E: 父母等による暴力等から避難	<保護施設への入所日> (西暦) 年 月 日	避難の原因となった方が「家計急変者」となります。申請時点においても保護施設等に入所等している場合に申請ができます。

※「新たに生まれた子等」がいる場合は、多子世帯の判定において子どもの数を加算できる場合があります。
本機構ホームページを確認のうえ、学校にご相談ください。



第三面(所得に係るフローチャート)を確認しました。該当するものは以下のとおりです。

また、提出が必要な書類は全て添付しました。それ以外の未申告の所得はありません。＜事由がB・C・Dの場合のみ記入＞

該当するものに✓を記入してください(複数の所得がある場合は全てに✓)

☒ 給与所得	☐ 事業所得	☐ 年金	☒ 不動産所得	☐ 雑所得	☐ 譲渡所得
☐ 一時所得	☐ 配当所得	☐ 利子所得	☐ 山林所得	☐ 一切の所得なし	

確認後✓を記入

申請時点においても上記の「確認事項」に記載の内容が継続しています。届け出た事項に虚偽があった場合は奨学生としての採用が取り消され、最大1.4倍の返金が求められることを承知しています。＜全員記入必須＞

(以下は学校記入)	申請日(学校受付日): 学生一学校 (西暦) 年 月 日	電話番号(担当者名)	学校番号	区分
上記に記載のとおりであることを証明します。	学校証明日	ここはあなたの在学期間が記入するため、記入不要です		
学校名	提出先	郵送の要否	スカラーAC入力	
関係課長(※)	家計急変係	原本郵送必要	入力不可	

ご記入いただいた情報及びあなたの奨学金に関する情報は、機構の奨学金支給業務、奨学金貸与業務(返還業務を含む)及び在籍する学校での授業料等減免業務のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、当該情報(奨学金の返還状況に関する情報を含む)が、学校、金融機関、文部科学省及び業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。また、行政機関及び公益法人等から奨学金の重複受給の防止等のために照会があった場合は、適正な範囲内においてあなたの情報が提供されます。

(第一面 ※提出必須)

(28.04)

申請日時点で事由が解消している場合は申請できません

該当するものに(い)ずれかに必ず(✓)をしていく

〔給付様式42〕

第二面

第一面、第二面、第三面は必ず提出してください。

給付

以下のとおり資産額及び扶養状況を申告します。

【資産状況】「家計急変による支援区分変更願」申請時点の資産額を記入してください。

なお、生計維持者①と②は、第一面に記入した生計維持者と一致させてください。

奨学生本人	生計維持者① 続柄:(父)	生計維持者② 続柄:(母)
50 万円	1253 万円	250 万円

注1 対象となる資産の範囲は、現金及びこれに準ずるもの、預貯金並びに有価証券の合計額(不動産は対象としない)です。
資産額について学校への開示を希望されない場合は、第二面のみを封書にして学校に提出してください。

注2 奨学生本人が生計維持者となる独立生計の場合、「奨学生本人」欄と「生計維持者①」欄の2箇所に資産額を記入してください。

【扶養状況】各時点での生計維持者①と生計維持者②の扶養親族を全員分記入してください。
(後日、証明書類の提出を求める場合があります。)

2024年12月31日時点					2025年12月31日時点				
	生計維持者 との関係 (※)	扶養している 生計維持者 より年下か		生計維持者 との関係 (※)	扶養している 生計維持者 より年下か		生計維持者 との関係 (※)	扶養している 生計維持者 より年下か	
1	ア	☐ 年上 ☒ 年下	4		☐ 年上 ☐ 年下	1	ア	☐ 年上 ☒ 年下	4
2	イ	☐ 年上 ☒ 年下	5		☐ 年上 ☐ 年下	2	イ	☐ 年上 ☒ 年下	5
3	イ	☐ 年上 ☒ 年下	6		☐ 年上 ☐ 年下	3		☐ 年上 ☐ 年下	6
□扶養している親族はいない					□扶養している親族はいない				

※ 以下の中から該当する記号を記入してください。

ア:奨学生本人 / イ:生計維持者の子ども / ウ:その他
(生計維持者の配偶者は記入しないでください(扶養親族にあたらなため。))

注3 扶養状況について、生計維持者が住民税等の申告を行った扶養親族を確認のうえ記入してください。
扶養親族及び「子ども」の範囲については右の二次元コードから機構ホームページをご確認ください。



注4 現在が多子世帯支援「該当」の判定であっても、生計維持者の人物変更を伴う「定期採用から家計急変採用への変更申請」による再判定(上記「扶養状況」回答内容、及び生計維持者の住民税情報における扶養親族数による判定)によって、**多子世帯支援「非該当」の判定となる場合があります。**「非該当」になることから変更申請の取下げを希望する場合は、学校の奨学金窓口にご相談ください。

注5 記入内容に虚偽があった場合は、受け取った給付奨学金の100分の140を返金しなければならないことがあります。

～家計急変による支援区分の変更の留意点～

- 「家計急変による支援区分の変更」の申請日は、第一面に学校が記入する「申請日(学校受付日)」です。
申請日の属する月が、家計急変による支援の支給開始月となります。
- 現在多子世帯支援を受けている奨学生が、事由A(生計維持者の死亡)又は事由E(学生本人が父母等による暴力等から避難)に申請する場合は、申請前に機構ホームページに掲載されている「家計急変採用における多子世帯支援の取扱い」を確認してください(右の二次元コード)。



家計急変者の所得に係るフローチャートです。

生計維持者によく確認のうえ、STARTから始めてください。

[給付様式42]
第三面

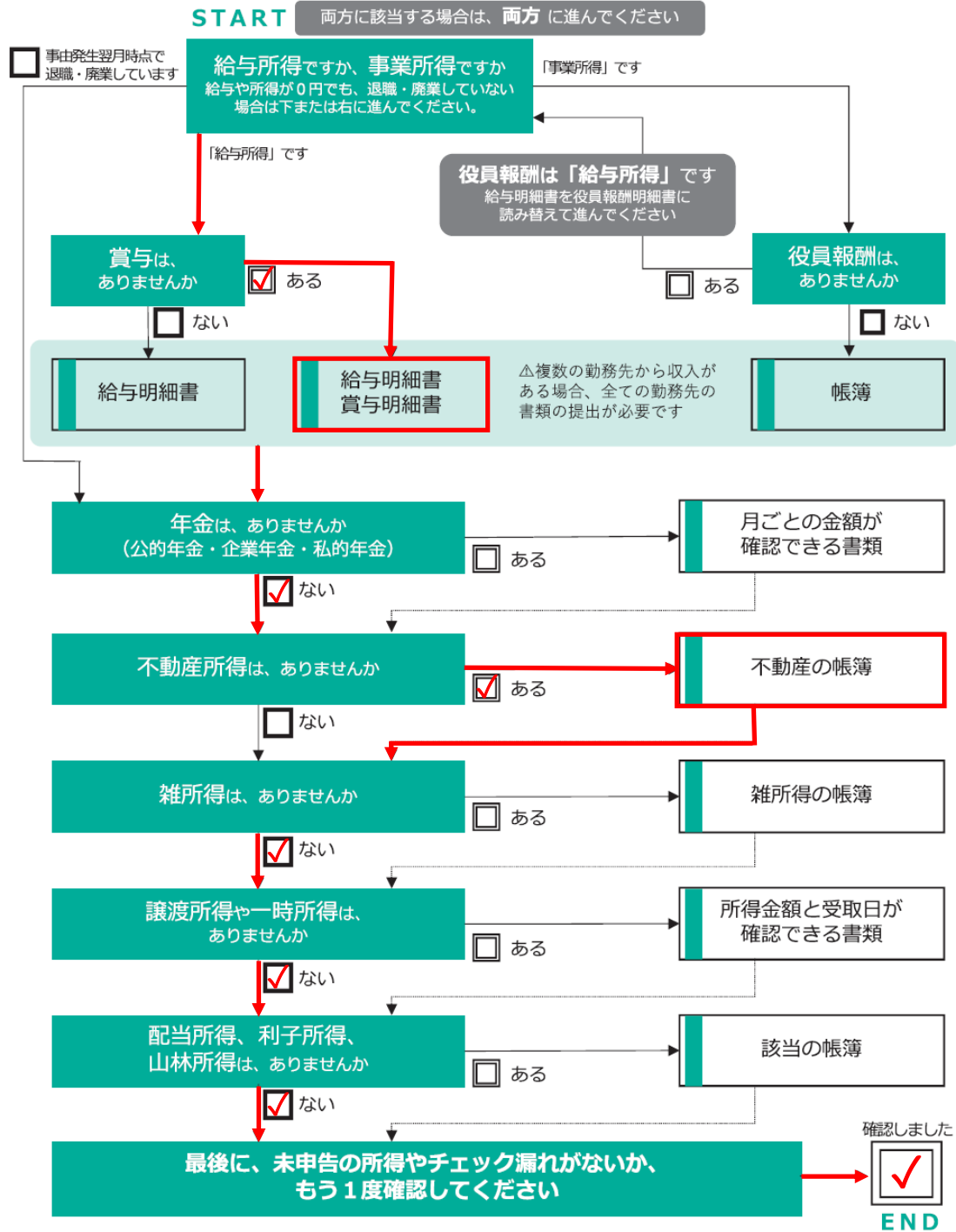
第一面、第二面、第三面は必ず提出してください。

給付

 は、提出書類です。

家計急変者の所得に係るフローチャート ☐ または ☐ に✓をして最後まで進んでください

※収入に関する証明書類の提出が必要な期間及び注意点は「給付奨学金案内（別冊）家計急変採用」7ページを参照してください。



(第三面 ※提出必須)

(26. 04)

ENDまで進んだら、赤枠内の書類を添付してください。

※収入に関する証明書類の提出が必要な期間は、

「2026年度版 給付奨学金案内（別冊）家計急変採用」の7ページを参照してください。